## [2]いじめ防止に関する措置

(1)いじめ防止対策のための組織(2)いじめに対する措置

## (1)いじめ防止対策のための組織

- ① 名 称:「いじめ防止対策委員会」
- ② 構成員:校長・副校長・教頭・各学年主任(3名)・養護教諭・相談員の8名、 その他校長が指名する教諭を随時組み込む。 ※ 教頭を本委員会のを委員長とする。
- ③ 活 動

ア)いじめ防止に関すること。

- イ)いじめの早期発見に関すること。
- ウ)いじめ事案への対応に関すること。
- エ)いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する 生徒理解を深めること。
- オ)いじめ防止の取組み・いじめ事案への対応等の検証、学校基本方針の 見直しを行うこと。
- ④ 開催:前期中間・期末、後期中間・期末の間の4回を原則とし、必要な事案やいじめ事案発生の際は随時開催とする。

## (2)いじめに対する措置……(詳しい事案の対応については、問題事案対応方針のP9~P15を参照)

- ① いじめに関する情報・相談を受けた場合、当該クラス担任・副担任、生活指導部等を 始動し事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事案が確認された場合は、いじめを止めさせ、再発防止のため、いじめを 受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者 への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整える措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いが生じないよう、いじめの事案に関わる情報を関係 保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪として取り扱われるべきいじめについては、所轄の警察と連携して対処する。
- ※ いじめ事案が生じた場合、対策委員会に生活指導部長を加え、具体的、個別的な 対応方針を検討し、指導部の速やかな始動を図る。